

魚津市告示第170号

魚津市 A I オンデマンド交通実証運行事業利用料等徴収事務の
委託について

魚津市 A I オンデマンド交通実証運行事業実施要綱（令和 6 年魚津市告示第169号）第12条に規定する利用料の徴収事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年法律第67号）第158条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年11月29日

魚津市長 村椿 晃

- 1 主たる事務所の所在地及び代表者名
魚津市本町二丁目14番28号
魚津タクシー協会 代表 佐々木 祐司
- 2 委託事務 使用料の徴収
- 3 委託期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31日まで
- 4 収納方法 市が指定する納付書で指定金融機関に納入する。